

な被害がもたらされ、多くの尊い人命を失いましたことは誠に痛ましい限りでございます。

お亡くなりになられた方々及び御遺族の方々に對し深く哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

ここに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。

どうぞ御起立をお願いいたします。黙祷を願います。

〔総員起立、黙祷〕

委員長（岸宏一君） 黙祷を終わります。御着席願います。

委員長（岸宏一君） 予算の執行状況に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。蓮舫さん。

蓮舫君 民主党の蓮舫です。

まずは、東京オリピックに向けた国立競技場解体工事について伺いいたします。

文科大臣、この解体工事が延期になりました。その理由を教えてください。

国務大臣（下村博文君） おはようございます。お答えいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センター、JSCが行っている国立霞ヶ丘陸上競技場取壊し工事に係る政府調達については、本年七月十七日の入

札手続に関し、落札者からではない入札参加者から、入札の公正性が害されていること等を理由に、内閣府に置かれた政府調達苦情検討委員会に対し苦情申立てが行われました。

このことについて、同委員会は、今回の調達手続について、入札手続の秘密性保証の観点から看過し難いと判断し、JSCに対し、契約を破棄すること及び新たな調達手続を行うことを提案をいたしました。

JSCは、調達過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を損なうとの同委員会の判断を重く受け止め、提案を受け入れることとし、改めて調達手続を行うこととしたことから、取壊し工事の着手が延期となっているものと承知をしております。

蓮舫君 三月の解体工事公告の結果、予定価格を大幅に上回らして、六月九日は入札が不調になりました。（資料提示）その後、二回目の入札公告が行われ、八月の二十七日に落札業者が決定ところが、翌二十八日に、同じ工事に札を入れた業者が政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てました。大きな争点は二つです。一つは、今文科大臣からもありました、入札方法が不公正だった。もう一つは、談合の疑いです。苦情は受理され、工事は停止。

そして、九月三十日、検討委員会が解体工事契

約の撤回、入札のやり直しを決定、事業主体の独立行政法人日本スポーツ振興センターに通知。JSCは即日受託。最低でも五か月工事が延期することになりました。

内閣府に聞きます。入札やり直し、何に違反したんでしょうか。

政府参考人（前川守君） 御説明申し上げます。

内閣府の政府調達苦情処理検討委員会の九月三十日の報告書におきましては、二点指摘しております。

まず、JSCは、入札書及び工事費内訳書の提出期限前に提出された工事費内訳書を順次開封していること、次に、JSCは、工事費内訳書の開封と並行して予定価格決定に係る内部の手続を行っていることとあります。これらの行為につきましては、政府調達協定第十五条第一項に規定する、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開封し、及び取り扱々に違反するものと委員会は結論付けております。

以上です。

蓮舫君 つまり、入札期限十七時の前の十一時の段階で、業者が札を入れた価格を発注者のJSCが順次にかけて、工事内訳書、つまり値段を把握。さらに、その各社の提案する価格を開けて把握すると同時に、発注者が決める工事予定価格

を並行して決めていった。

これ、何が疑われるんでしょうか。

政府参考人(前川守君) 当該行為は、JSCの担当部局において、開封した工事内訳書を管理する者と予定価格の決定に係る内部手続を担当する者を区別し、それぞれの情報ごとに厳重管理をしていたとしても、外形的に見れば予定価格の決定が恣意的に操作されたのではないかという疑いを入札者等から持たれる行為であつたと言わざるを得ず、重大な疑義があると委員会は判断したものでございます。

蓮舫君 つまり、各業者の提案した額を知らながら予定価格を発注者が決めるということは、やるうと思えばですよ、落としたい業者の額に合わせることで予定価格を決めることができる。逆に言えば、落としたい業者の額に合わせて予定価格を決めることもできる。これ、内閣府の判断、私、すばらしいと思います。

JSCに聞きます。価格操作ありましたか。参考人(河野一郎君) 予定価格は、国の基準に基づいた計算システムにより自動的に算出されるシステムになっております。

七月十五日、つまり、工事内訳書開封の前日には工事費積算内訳を入力し、算出が終了しております。この時点で予定価格を実質上決定をいたしました。その後、内部手続としての決裁を七月十

六日に実施をいたしました。ここでの予定価格は内訳書開封前の七月十五日の算出した価格と同額であり、操作をした事実はありません。

以上です。

蓮舫君 発注者はなかったと言っただけでも、政府の第三者機関の検討で重大な疑義とまで言われているんですね。余りにも甘いんじゃないかと思えます。

さらに、苦情のもつ一つの大きな争点は談合疑惑です。検討委員会での争点は何で、検討の結果はどうなったんでしょうか。

政府参考人(前川守君) 政府調達苦情検討委員会の報告書では争点を四つに大別しております。一つ目として、落札者が他の入札者よりも優位に調達に係る情報を知っていたことは改正政府調達協定に違反するのではないかなどの点を挙げております。

この点につきまして、委員会は検討した結果、関係調達機関が調達に係る情報を落札者のみに伝えていたことを立証する十分な証拠提出がなかったため、政府調達協定に直ちに違反するとまでは言えないと委員会は判断しております。

蓮舫君 つまり、検討委員会は、苦情を受けて、その提出された資料に基づいて判断をしますから、捜査機関ではないので調査ができなかった。つまり、十分に談合があつたと立証する証拠がなかっ

たから判断ができなかったというわけで、談合があつたかどうかというのはまだこれは分からないんです。

こちらを見ていただきたいんですが、私たちは解体工事落札者と落札できなかった業者の電話録音媒体並びにその電話内容を起した録音反訳書を入手しました。これはJSCも同じものを持っています。検討委員会にも提出されています。

これを見ると、入札の締切りは七月十六日、開札は十七日でした。その一週間前の七月十日に、結果として、落札した業者と落札できなかった業者が電話をしているのですが、その落札をした業者は、この解体工事入札前に、解体業者以外にもゼネコン五社が参加すること、その全ての社名、二か所ある工事区いずれもどの会社が入札するか、東京に本社を持たない地方業者も参加することを語っている。結果、落札した業者は、言っていることはいずれも入札結果と合致しています。

落札者が開札前に全ての情報を知っていたということは、JSCに伺います、談合の証拠ではないですか。

参考人(河野一郎君) 御指摘のように、七月二十八日に談合の疑いの調査をすることを決定しております。それは、今お話あったように、入札者間で応札者に関する会話がなされたということに基づいてでございます。

それを基に、文部科学省大臣官房文教施設企画部よりの通知に従いまして、今お話ししていただきましたように、公正取引委員会、文部科学省に通報し、部内では第三者を入れた調査部会を設置し、それで調査をし、談合なしということに決定をいたしました。そして、この件につきましては、今お話ありましたように、検討部会についても記載していただいているところです。

以上です。ありがとうございます。

蓮舫君 ちよつと驚いたんですが、政府の検討委員会におけるJSCの主張、今の主張なんですけれども、落札者は入札参加業者の一部を予測していたものと。一部どころか全て結果と一致しているんですよ。それでも落札者の予想なんですか、これは。

参考人(河野一郎君) 今御指摘にありましたように、この件については予測し得るものというふうに考えております。ありがとうございます。蓮舫君 すこい予測ですね。全て入札する業者がぴったり当てはまっているんですよ、開札前にじゃ、伺います。

JSCは、さらに、調達情報がJSCから漏れたという事実は認めなかったという内部調査を出しています。じゃ、何で情報漏れたんですか。

参考人(河野一郎君) 情報は漏れていないというふうに考えておりますので、なぜ漏れたかとい

うことについてはお答えできません。

蓮舫君 漏れていませんか。

参考人(河野一郎君) 漏れていないと考えております。

蓮舫君 苦情申立人は、七月二十五日、JSCに官製談合の疑いありと情報提供をしました。どのように扱いました。

参考人(河野一郎君) 先ほど、繰り返しになりますけれども、文部科学省大臣官房文教施設企画部よりの通知、談合に関する通知に対する通知ですけれども、これに従いまして公正取引委員会及び文部科学省に通報いたしました。

その上で、契約部会の下に第三者を入れた調査部会を設置し、そこで審議をした次第でございます。

蓮舫君 私から簡単に説明すると、独法の日本スポーツ振興センターは、この談合の疑惑があるという情報が入ったときに、これ正しい判断しているんですよ。常設されている独法内の契約審議委員会を開催をいたしました。そこで調査をすると。この審議委員会のメンバーは誰ですか。

参考人(河野一郎君) 審議委員会のメンバーは、弁護士、公認会計士、それに大臣の指名によりますJSCの監事でございます。

蓮舫君 それは契約審議委員会のメンバーじゃないんじゃないですか。

参考人(河野一郎君) 契約審議委員会のメンバーではなくて、今は調査部会のメンバーでございます。

蓮舫君 契約審議委員会のメンバーを教えてください。三人。

参考人(河野一郎君) 大変失礼しました。契約審議委員会のメンバーは、経営管理業務担当理事、管理部長、管理部財務課長でございます。

蓮舫君 契約の公平性を調べる役割の契約審議委員会のメンバーが、談合疑惑を指摘された調達を扱っている総務担当の理事が委員長、実際に調達業務を担ったJSC職員の管理部部长、財務課長の三人で構成されているんです。

疑われた調達を扱った上司から部下が、その調査をどうやって公平に行うことができるんですか。

参考人(河野一郎君) 調査につきましては、先ほど申し上げたとおり、繰り返しになって恐縮でございますけれども、契約審議委員会の下に設置をいたしました調査部会で行っております。

蓮舫君 談合が疑われた責任者だけの委員会で、はさすがに審議はできないと思って、第三者委員会をつくった。その第三者委員会のメンバーは、独法に必ず設置しなければいけない契約監視委員会なんです。そのメンバーをわざわざ担当責任者たちの委員会のメンバーに委嘱している。

ちよつとこれは行革の視点なので有村大臣に確認しますが、我々民主党政権でこの契約監視委員会を独法に導入しました。これ自民政権以降も引き継いでくれていて、この通常国会で独法は法改革を行いました。この審議会はこれから続きますか。

国務大臣（有村治子君） お答えいたします。

これからも続けさせていただきます。

蓮舫君 そつすると、わざわざ、わざわざ自分たちが疑われているメンバーで契約の審議をする委員会に第三者の視点で独法が設置しなければいけない契約監視委員会のメンバーを委嘱して入れるよりも、そのまま契約監視委員会のメンバーに第三者的視点で談合があつたかどうかを調べてもらえばよかつただけの話じゃないですか。

参考人（河野一郎君） 御指摘ありがとうございます。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） 日本スポーツ振興センター理事長、ちよつと質問に答えてください。

参考人（河野一郎君） 今の御指摘の考え方もあつたと思いますけれども、我々は先ほど申し上げた方の判断をいたしました。つまり、契約監視委員会の下に第三者を入れた調査部会を設置して調査をすることにした次第でございます。

蓮舫君 そして、その新たに契約審議委員になつた三人が、疑われた談合の関係の業者、設計会

社にヒアリングをしています。それと同時に、情報を持っていたJSCの担当職員にはヒアリングしましたか。

参考人（河野一郎君） 関係者及び職員についてもヒアリングをいたしました。

蓮舫君 確認します。職員にヒアリングをしましたが。

参考人（河野一郎君） 職員の全てではありませんけれども、関係者については直接、私も含めてヒアリングをいたしました。

蓮舫君 ちゃんと答えてください。

前もって日本スポーツ振興センターにこれは通告もしていますし、ペーパーでもらっています。そのペーパーによりますと、苦情を申し立てた業者、結果的に落札をした業者、解体設計者にはそれぞれヒアリングを行っています。JSC関係職員十一人にはヒアリングしていませんよ。

参考人（河野一郎君） そのとおりでございます。失礼いたしました。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（岸宏一君） 速記を起こしてください。河野理事長、もう一度、質疑者の質問に正確に誠実にお答えしてください。

参考人（河野一郎君） 関連業者につきましてはヒアリングをいたしました。そして、職員につ

きましては、先ほどちよつと説明が足りませんでしたけれども、調査部会……（発言する者あり）委員長（岸宏一君） 静かにしてください。

参考人（河野一郎君） 調査部会ではヒアリングをしておりますけれども、さつき申し上げたように、ちよつと言葉が足りませんで、私が直接ヒアリングをいたしました。したがって、調査部会からのヒアリングはしておりません。訂正をさせていただきます。

蓮舫君 それは事情聴取なんですか。本当に調査なんですか。

関係の業者にはこの第三者委員会がヒアリングをするけれども、自分たちの職員にはこの第三者委員会に入っていない理事長が個人的にヒアリングをした。これ、通じますか。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） ちよつと静粛にお願いします。

参考人（河野一郎君） 職員につきましては誓約書を出させております。

蓮舫君 誓約書の中身は何でしょうか。

参考人（河野一郎君） 誓約書につきましては、今般の競争入札に関して規程に抵触しないことを誓約するとともに、今後とも同規程を守ることを誓約するというのが示してある文書でございます。

蓮舫君 つまり、談合があつたか調査をJSC

が内部で行ったときに、第三者委員会のヒアリングを担当職員は受けていません。理事長に直接話を聞かされただけで、その上で、私は不正を行っていないという理事長に対する誓約書を提出しているんです。これ、私、やっぱりおかしいと思うんですよね。

本来、独立して第三者の委員会が審議をすればいいものを、談話が疑われた担当の役員と、実際その業務を行っていた職員二人が調査をするところに繰り入れて、そして自分たちの職員はヒアリングはしない。そして、結果、談話があるとは認められないという結論になったんですが、これ、国民納得すると思いますか。

参考人（河野一郎君） 日本スポーツ振興センターの規程に準じて調査をいたしましたので、それで我々としては、検討委員会の決定について真摯に受け止めたいというふうに思っているところでございます。

蓮舫君 まあ、身内に大甘ということなんですよ。

次のフリップ見ていただきたいんですけども、今言ったように、確かに、その談話疑惑の指摘と資料調達を受けて、JSCは一生懸命、恐らく国民には理解されないけど、自分たちの中では調査をしたと言っています。二つあったんです、問題は。

入札の不正。これはJSCは、自分たちはなかった、入札は不正じゃなかった、問題としていないと言ったけれども、内閣府の第三者委員会が調べたら、これは不正だと。契約破棄、入札やり直し、ここまで強く言われて、工期が結果五か月も遅れるんです。

で、談話の部分。今御説明いただいたように、自分たち調査をして問題がなかったとしているんですが、これは政府調達苦情検討委員会は、立証する証拠がないから分らないと言っている。つまり、この部分はまだダーク、グレーなんです。改めてこれ、下村文科大臣にお願いをしますが、今の説明を聞いて納得されたか。私は多分納得しないと思います。御聡明な大臣ですから。その場合には、是非調査を大臣の下でもう一回やっていただけませんか。

国務大臣（下村博文君） お答えいたします。

官製談話についてJSCから報告を受けたことを受けまして、文部科学省ではすぐ警察庁に通告をいたしました。今警察の下で調査をしておりますので、その結果を踏まえて対処したいと考えております。

蓮舫君 東京オリンピックに向けた解体工事、今回の落札価格は四十億余りです。この四十億余りの解体工事でも入札の不正さあるいは談話疑惑が指摘されている。これから先、東京オリンピ

ック・パラリンピックに向けた千七百億円規模の大型公共工事があります。

自民党の行革推進本部に出された意見では、東京建築士会の会長は、現在の市況状況、これ円安とか、あるいは政府がじゃぶじゃぶに公共事業に金出していますから、その結果、不落が続いて民間の工事にも影響が出て、いわんや被災地の復興にも影響が出ているんですけれども、その結果、二年後の本体工事に着工するときには、今千七百億と予定されている価格が二千億に膨らむと言われています。二千億というのは、中小企業庁の予算だし、海上保安庁の一年間の予算です。

これだけの箱物を作るのであれば、安倍総理、独法の内部の第三者委員会の調査に任せるのではなくて、東京オリンピック・パラリンピック用の談話はないんだ、この公共工事に使われるお金はJSCのお金でも総理のお金でも大臣のお金でもない、国民の税金ですから、これを監視できる第三者機関をつくっていただけませんか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど文科大臣から答弁をさせていただきましたように、この件に関しては既に文科省として警察に通報し、しっかりと調べていくという、そういう適正な措置をとっているところでございます。

今後、第三者機関等については、こつした出来事も踏まえ検討はしていきたいと思いますが、今

回については、この問題、警察にしっかりと調査を依頼しているところでございます。

蓮舫君 検討だけですか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま答弁したとおりでございます。

蓮舫君 談話に対する国民の厳しい視線が余り分かっておられない総理の答弁だと思います。この問題、引き続き質問していきたいと思えますけれども。

次に、女性活躍担当大臣が今回誕生しました。総理、この大臣を創設した理由を教えてください。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 全ての女性がその能力を開花できる社会をつくっていく、女性が輝く社会をつくっていく、その観点から担当大臣を置いたところでございます。

蓮舫君 有村大臣、女性が輝く、両立支援をされるんですか。

国務大臣（有村治子君） お答えいたします。

両立とは、それぞれの、例えば子育てと仕事、あるいは仕事と介護とか、いろいろなワーク・ライフ・バランスという視点があると思いますけれども、当然、両立をしたいと思われる方を支援していくということも大事な価値かと理解をしております。

蓮舫君 有村大臣のこれまでのいわゆる言動あるいは様々な発信の内容は、両立支援をしたい女

性に歓迎をされるものだったと今自分で思いますか。

国務大臣（有村治子君） 両立をしたいと思われる女性やその配偶者、男性の方も含めて、是非御考慮いただきたいところを信念を持って発信してきたつもりでございます。

蓮舫君 平成十三年につくられた日本女性の会という団体があります。この副会長は有村大臣。

有村大臣は自分のホームページでもそれは紹介しています。そして、高市早苗大臣、山谷えり子大臣、数多くいる自民党議員の中で内閣に集中した人たちが副会長を務めているんですけれども。

有村大臣、この団体はどういう活動、どういう思想を持った団体ですか。

国務大臣（有村治子君） お答えいたします。

国務大臣として特定の団体の主義主張についての見解を述べるのは差し控えなければならない立場にございますが、日本の未来を確かにしたいという思いで手弁当で全国的に活動をされている団体でございます。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） ちょっと静粛に、静粛に願います。

蓮舫君 日本女性の会、サイトの団体の紹介です。女性が働くことが美德となり、婚期が遅くなり、子供の数が減り、子供を持つ主婦が働くことで家事どころか子育てまでも外注され、保育園で

夜遅くまで預けられる子供が増えている。このことが社会を殺伐とさせ精神的に貧困にさせているということに思いを致さなければ。

働き、子育てをする女性が社会を殺伐、精神的に貧しくしたんでしょうか。

国務大臣（有村治子君） それは当該団体の御主張でありまして、私の考えと全て一致するわけではありません。皆様もそうだと思いますが、団体の方々の全ての主張と賛同する団体にしか御挨拶あるいは演説をしないというわけではないと思えます。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） ちょっと静粛に願います。蓮舫さんの質問が聞こえませんか。

蓮舫君 この会の主張の最初に出てくるのがこの文言です。全てに私は賛同しているんですかと聞いていません。文言の最初に出てくることに賛同したんですかと聞いています。

更に言うと、二十三年十二月、会の十周年記念式典、副会長として出席をして、日本女性の会ですますの御活躍に期待する、私自身も家族のきずなの大切さを後世に伝えていくため、保守本道を歩いていく決意をしたとブログで書いている。

保守本道の子育てとは何ですか。

国務大臣（有村治子君） 初当選の頃から、命の重みと家族、地域のきずなと国家の尊厳を守るという視点を、軸足を明確にし、この十三年間、

保守政治家として守るべきものを守る、すなわち子供たちや弱い人たちの命を守り切るという政策を一貫して手掛けてまいりました。

蓮舫君 意味が分かりませんでした。

有村さんは二十五年四月のブログで、ゼロ歳児保育の月額十五万円の保育費用を考えたとき、やはりお母さんは家族と共に過ごせるときを提供する方針に重点を置くべき。両立支援を否定していません。さらに、赤ちゃんのときは肌を離すな、これが日本の伝統的子育てであります。これ、総理も三年間だっことし放題と言っていますから。

つまり、出産、育児をする女性は、三年間は保育所に預けず自分で育児をしろというのが保守本道の子育てですか。

国務大臣（有村治子君） 保育園や幼稚園にお世話にならず、二十四時間子育てを家ですることが保守本道の歩みだとは全く考えていません。そのことを大事にされる方々がいらっしやる、その生き方を尊重しています。しかし、同時に、両方が共働きで働く家庭もたくさんいらっしゃる。我が家もそうでございます。共働きで核家族でございます。そういう生き方を否定しては絶対にはいけません。自分自身もそうやって選択肢のない中でやっておりますので、そういう方々も支援していくことも極めて大事な女性活躍の一環だと理解をしております。

蓮舫君 なるほど、共働きは否定していない。これは有村大臣が雑誌に書いたエッセーです。下の段です。

保育行政で念頭にしている考えは、両親が責任あるポジションに就いて仕事を続け、十数年以上たつて家族機能が破綻し、親子関係において修羅場を経験している方々も実際には少なくありません。親としての権威と自信を示せてこなかったしつぺ返しが数十年後に来るかもしれないというのは本当に怖いリスクですと書いています。

共働き家庭は、子育てをないがしろにして親子関係が崩壊するんですか。

国務大臣（有村治子君） お答えいたします。

今委員がおっしゃっていただいたのは、「チャイルドヘルス」という子育てあるいは医療関係者が読まれる専門誌の中で私が寄稿した「新米ママ、国会で走る！」の第二回だというふうに理解をしております。

しっかりと全文を読んでいただきたいと思っておりますけれども、凶悪犯罪に手を染める子供たちの動向や生い立ちなどについて専門家と意見交換をする、そういう機会があると。その中で、両親が責任あるポジションに就いて仕事を続け、十数年以上たつて家族機能が破綻し、親子関係において修羅場を経験している方々も実際には少なくないという事実関係を書いているだけで、そして

その後、直後に、もちろんその多くは子供のために精いっぱい働いてきた子供思いの善良な両親ですから、ひたむきに働いた結果、家族機能を失うというのは悲しむべきとても皮肉なことです。仕事の拘束によって子供に常に寂しい思いをさせてきたという負い目から、どうしても子供には必要以上に甘くなり、親としての権威と自信を示せてこなかったしつぺ返しが数十年後に来るかもしれないというのは本当に怖いリスクです。明確に、専門家の意見から、そういう勉強会の機会の中の引用をしているわけでございます。

蓮舫君 いや、どんなによく読み込んで、共働きの両親の子供は数十年後に本当におかしくなると書いていますよ。

国務大臣（有村治子君） 蓮舫委員、よく読んでいただきたいと思うのですが、共働きの家庭が家族を崩壊するなどということは一語も書いておりません。私のホームページに全部この本文が書かれておりますので皆様よく読んでいただいて、共働きの御家庭を否定するような発言は今までも一度もしておりませんし、私自身が核家族の共働きをしている、その実証の例でございます。

蓮舫君 その実証として、全ての女性が大臣みたくになりたいという、そういう言動をこれまでしてきているんだったら、私はこんな質問はしていません。

有村さんのこれまでの発信している内容を見ると、やっぱり親は、特に母親は家で子供を見ると、ただ、今の世の中は本当に格差が広がって、どんなに肌身を離さず子育てをしたいと思っても働かなきゃいけない、保育所に預けなきゃいけない、熱が出ても預けなきゃいけない、シングルのお母さんもいる、こういう現実を分かっているんじゃないですか。

国務大臣（有村治子君） いろいろな事情がありになることは当然分かっております。シングルマザーで子育てを必死にやっておられる方、一緒にいたいけれども子供たちと週末や夜にも一緒にいられない方、だからこそ、蓮舫委員が引用していただいたように、やはりお母さんを始めとして家族と共に過ごせる時間を提供する方策、具体的には子育て世代の所得増や減税につながる政策に重点を置くべきだと申し上げている次第でございます。

蓮舫君 それであれば、是非、これは大臣として自民党の政調会長と話し合いをしてもらいたいものがあります。

稲田政調会長、これ二〇〇六年の「諸君」ですが、保育所増設の政策などを見てみると、本当に母乳を飲んでる赤ちゃんを預けてまで働きたいと思っているかなと疑問に思います。実は、その発言を受け、この議論に参加をしていた山谷大臣

も、保育所増設ばかりが少子化対策ではないと言っています。これは、仕事、生活の心配をせずに家庭で育児ができる人の豊かな発想です。母乳を飲んでる赤ちゃんを預けてまで本気で働きたいという女性は、私、そんなにいないと思いますよ。稲田大臣の発想、ただしたらどうですか。

国務大臣（有村治子君） お答えいたします。稲田大臣の発言は稲田大臣が責任を持たれるわけで、政調会長としての発言は自民党の政調会長としてこれからはなされるものだと思いをいたしております。

蓮舫君 与党の政調会長の発信が内閣の女性活用と真逆なことを言っていたら、それは議論するのが当然だと思いますが、そう思われないようです。

更に言うと、総理に確認しますが、政府は二〇二〇年までに指導的な地位の女性を三割を占めるように第三次男女共同参画基本計画を進めていきますか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 二〇二〇年までに三割の指導的な立場に女性が就くように、我々は政策を進めていきたいと考えております。

蓮舫君 どういう政策を進めていきますか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、来年から公務員の三割を女性を取得するということを決め

ております。そして、各省についても、指導的な立場に女性が就くように奨励していくように指示をしているところでございますし、実際に、例えば安倍内閣において、初めて県警本部長が女性になるということもありました。

ということも含めて、各企業にも、役員、これは言わば取締役です、については、上場企業は少なくとも一人取締役にするようということをお願いしているところでございます。そしてまた、今般提出する法案においてそうしたことを奨励するということも、どのように書き込むか、今議論をしているところでございます。

蓮舫君 政府が先行して積極的に女性の登用を、各分野に目標数値、達成期限を定めて自主的取組を進めることを推奨と今総理も言いましたが、稲田さんは、二〇〇七年の別冊「正論」で、おいおい気は確かなのかと問いたくなる、女性の割合を上げるために能力が劣っていても登用するなどというのはクレージー以外の何物でもない。これ以外にも、数値目標に意味があるのかと、計画は逆差別とまで言っていますけれども、これは女性活躍を進める総理の考えと同じですか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 今まで政府と自民党、与党との間で意見は対立することはありました。よくあると言ってもいいと思います。しかし、一旦、我が党の場合は、方向が決まればみ

んなその方向に向かって進んでいく、よって結果を出せるということではないかと、このように思うわけでございます。

経済界に対して私から、昨年四月及び今年の六月に女性の登用促進に向けた要請を行いまして、経団連会員企業等が女性の登用に関する自主行動計画の策定、公表に取り組むなど、経済界の自主的な取組も進んでいるところでありまして、こうした取組を着実に前進させるため、企業等における女性の登用の目標や計画の策定を促進する新たな法案を今国会に提出をする予定でございます。その際、当然、党においても議論になるわけでございます。その際、政府の考え方について与党側に説明をしていきたいと、このように考えているところでございます。

蓮舫君 済みません、JSCの理事長、お忙しいでしょうから、退席してくださって結構です。

委員長（岸宏一君） 日本スポーツ振興センターの理事長河野一郎さん、退席しても結構です。御苦労さまでした。

蓮舫君 今総理がおっしゃいました、政府と与党、往々にして意見が対立したり政策が違つときがあつて、それをしっかりと見える場所で議論をして国民に説明をするというのは大事だと思つんですが、事女性活用に関しては、稲田大臣と政府が女性活躍という部分は根本的に思想が違つと思

います。

例えば、同じ「正論」で稲田さんは、DV、ドメスティック・バイオレンスについても、DVと言えば全て正当化されると断言。DVは被害者、救済とインプットされ、少しでも疑いを挟むと無慈悲で人権感覚に乏しいと。そのけそのけDV様のお通りだ、お犬様のごとであると書いてあります。これは意見の違いというレベルでしょうか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 稲田政調会長は、弁護士として活動も一方しておられるわけであります。そうした観点から、言わば被害者、加害者の関係において法と証拠に基づいてということであつてしゃっているのかもしれないし、私はその発言存じ上げませんから論評のしようがないということでございます。

蓮舫君 恐らく存じ上げないことだろうから、今日委員会でもわざとあえて取り上げさせていたいただきました。

DVは、それはお犬様と云つてみたり、あるいは保守本道の子育てと云つて子供は家で育てるといふ主張を持っていたり、あるいは高市大臣なんかは、非嫡出子の戸籍の記載は差別だからそれを撤廃しようというのに反対したり、あるいは夫婦別姓は反対であるとか、何か私は、安倍総理のこ

の第二次内閣改造、女性活躍とは真逆な方向に進んでいるように思えてならないんですが、杞憂でしようか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 杞憂でございます。

蓮舫君 全く普通の感覚が通じないところが、私は非常に残念です。

次に、総務大臣にまず確認をします。政治家、あるいは後援会、あるいは政党支部が、その選挙区内において寄附をすることを公職選挙法はどう規定していますか。

国務大臣（高市早苗君） 公職選挙法第百九十九条の二におきまして、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないと規定をされております。

蓮舫君 政治家は選挙区内で有権者に対して寄附ができません。これはもう政治家はみんな知っている話です。政党支部も議員名の入つたものは寄附はできません。病気のお見舞品とか運動会の差し入れ、お中元、お歳暮、お葬式の花輪なども寄附であり、政治家が自身の選挙区で行うことはできません。

総務省に確認します。どついつものが寄附で禁止されている物品に当たりますか。

国務大臣（高市早苗君） 公職選挙法第一百七十七

九条第二項において、「寄附」とは、金銭、物

品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」と規定されているんですが、ここで言う物品とは、金銭以外の有体物をいい、財産上の利益の一つの例示と解されており

ます。蓮舫君 つまり、物品とは有価物、つまり価値のあるものですね、商品として価値があるもの。

選挙区で有価物を配ってはいけない、配布は違反、これ、今明らかになりました。総務大臣自ら御答弁いただきました。

長い政治経歴をお持ちで、かつ今年の夏は経産副大臣という要職にあった松島法務大臣、自身の選挙区、東京十四区の荒川区内で行われたお祭り

でこれを配布されました。これは何ですか。

国務大臣（松島みどり君） お答えいたします。

どちらの向きを向けるかによって少し違うんですけども、この一年間、国会で成立した法律の内容など、特に地元有権者が関心が高そうな内容を印刷して後援会の会合及び地元の盆踊りなどのイベントの際に配布いたしました。

蓮舫君 いや、配布をしたのは分かっているんです。これは何ですかと伺っているんです。

国務大臣（松島みどり君） 自分の国会議員としての活動報告や政策などを印刷して配る、その

ような配布物だと。

なお、うちわというのは、例えばいろんなイベント会場で使い捨てのように配られている、そういうふうなものであって、おっしゃるような物品とか寄附ですとか、そういうものには当たるとは認識しておりません。

蓮舫君 これはうちわですね。

国務大臣（松島みどり君） うちわと解釈されるならばうちわとしての使い方もできると思いますが。（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） 傍聴席の皆さん、御静粛に願います。蓮舫さんの質問が聞こえませんが、

蓮舫君 うちわと解釈されれば、総務省、しっかりとした柄、それにつながる骨組み、これは有価物のうちわに当たりますか。

国務大臣（高市早苗君） 物品とは金銭以外の有体物をいいますから、財産上の利益の一つの例示と解されており

ます。総務省としては、その個別の事案について実質的調査権を有しておりませんが、具体的なお答えは差し控えざるを得ないんですが、それがいわゆる個別の物品、禁じられている寄附に当たる個別の物品かどうかは財産上の……（発言する者あり）

委員長（岸宏一君） 御静粛に願います。

国務大臣（高市早苗君） 利益の供与等に当た

るかどうかで判断されます。例えば、ピラでたらこれは財産上の利益とは考えられておりません。そういうことで、具体的にはちょっと私が判断する立場にはないと、公職選挙法に抵触するようなものか否かについては、もしもそれが訴えられた場合に、捜査機関によって具体的な事実関係の調査が行われて、最終的に司法による判断が行われるものです。その調査権、判断する権限を私は有しておりません。

蓮舫君 全くはつきりしない、高市さんらしくない答弁、ありがとうございます。

例えば、都道府県の選管をホームページで検索するとすぐ出てきます。埼玉県とかあるいは足利市なんか持つてきましたが、寄附禁止QアンドA、埼玉県の選挙管理委員会の作ったものです。政治家が自分の名前の入っているうちわやカレンダーを選挙区内の人に対して贈ることができずかという想定問に対して、答え、寄附の禁止に該当しできません。

松島大臣、違法ではないですか。

国務大臣（松島みどり君） 政治家個人としては、これは公職選挙法上の寄附に当たらない、有価物である物品ではないと解釈して製作をいたしました。

ただ、法務大臣としてどうであるかと聞かれますと、それはいろいろと影響がありましようから、

ここで答弁は差し控えさせていただきます。(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 静粛に願います。

蓮舫君 済みません、ちょっと確認答弁を……(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 静粛に願います。

蓮舫君 確認答弁をいただけますか。法務大臣としてはいろいろと影響があるから言えない。どんな影響ですか。

国務大臣(松島みどり君) 討議資料として私自身はお配りしました。そして、有価物に値するとは考えておりません。それが政治家としての私の見解でございます。

蓮舫君 うちわには小さく確かに討議資料と書いてあります。でも、討議資料と記載をしても不特定多数に配布をされている以上、このことよって違法性はなくなりません。法務大臣だからそこはよく御存じじゃないですか。

改めて、公選法百九十九の三、法務大臣、これ把握していますか。

国務大臣(松島みどり君) 公職選挙法で定められる有価物、物品であるとは考えておりません。討議資料として、資料として……(発言する者あり) お静かにお願います。資料として法律を世の中に、多くの人に知ってもらいたいという気持ちで書き表したものです。(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 簡潔に。簡潔に。

国務大臣(松島みどり君) 以上です。

蓮舫君 全く法律を自分に都合のいい解釈をしないでいただけますか。討議資料としても、選挙区内のお祭りでは有権者に、不特定多数に配つてはいけないと公選法が禁止をしているんです。

その上で、百九十九条の三、それは御存じですか。

国務大臣(松島みどり君) 公職選挙法は存じ上げております。

蓮舫君 条文を教えてください、百九十九条三。

国務大臣(松島みどり君) 公職選挙法百九十九条の三、「公職の候補者又は公職の候補者となる者とする者(公職にある者を含む。)(がその役員又は構成員である会社、長いですね、「会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。」。寄附という認識は持つておりません。

蓮舫君 百九十九条の三は、ここ、うちわには自由民主党東京十四選挙区支部と書いてあるんですけれども、議員が役員である団体は、選挙区内においてその氏名を表示する方法で寄附をする

ことが禁止をされています。つまり、総支部長は松島みどり大臣です。松島みどり大臣が総支部を

務める政党支部が、大臣の名前を入れて選挙区で不特定多数に配った。一般の方がいろいろサイトにアップをして、よく目立つんですけれども、やぐらの上で踊っている大臣、そのやぐらの周りで踊っている有権者の人たちの背中にこの有価物のうちわは差されている。もういろんな人たちが持っているんですよ、お祭り会場で。しかも、一か所ではない。墨田区、荒川区、両方の複数のお祭りです。

これは違法じゃないですか。笑っている場合じゃないです。

国務大臣(松島みどり君) このうちわは、うちわのように見えるかもしれませんが、全部……(発言する者あり) 答弁続けて……(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長(岸宏一君) 速記を起こしてください。

松島法務大臣。(発言する者あり) ちょっと静粛に、静粛に。

国務大臣(松島みどり君) うちわのように見えるかもしれませんが、これはどういふものをつちわとおっしゃっていて、有価物である、そついつい価値のあるものとおっしゃっているのか

分からないのですけれども、その示したい法律が丸くなっているという、そういうわけでございませうから、イベント会場などでも意味なく、意味なくというか無料で幾らでも配っている、配り捨てられているものが幾らでもございませう。それに類するものだと考えております。(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 静粛に願います。

蓮舫君 法務大臣自身もこれをつちわと認識しているんじゃないですか。でも、うちわと認めると、自分が法律を違反しているということを確認するから言えないだけであつて。

総理 法務をつかさどる大臣ですよ、その方がこつこつとを自らやっていて、適任でしょうか。(発言する者あり)

委員長(岸宏一君) 静粛に願います。静粛に願います。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど来、総務大臣また法務大臣が説明をしておりますように、有価物として認識していたかどうかということなんだろつと、このように思つわけでございますが基本的に、こつこつした疑いを受ける以上、今後、大臣においてはこつこつしたものの配布を行わないことが望ましいと、このように思っております。

蓮舫君 疑いを受けるものを行つてしまつた。

これからやりませんじゃないなくて、やった人を法を

つかさどる法務大臣に任命したのは、私は不適任だつたと思わざるを得ませぬ。

次に、安倍総理にお伺いします。

四月に消費税が八%に上がりました。三%の増税です。国民は、それから半年がたつた、納得して納税しているとお考えでしょうか。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費税については五%から八%に引き上げる、これはまさに伸びていく年金や医療や介護、社会保障費の増加に対応するものであり、また子育て支援を行うものでもあります。そして、国の信認を維持する、同時に今申し上げましたように、この社会保障制度を次の世代に引き渡していくためのものであります。

その観点から、我々野党のときに、民主党政権時代でありましたが、この法案に賛成をし、そして一昨年、昨年、経済状況を判断をしながら、今年の四月から引上げを行ったところであります。

しかし、いずれにいたしましても、消費者の方においてはそれは御負担になるということでありますから、この中において我々も十分に経済の動向に注視していきたいと、このように考えております。

蓮舫君 国民は納得していますか、そういうふうに思われますか。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 納得しておられるかどうかについては、我々、今ここで納得して

いるということをお願いする立場にはなくて、納得していただけるように努力をしていきたいと、このように考えております。

蓮舫君 納得していただけるには、信頼されるためには二つあると思うんです。一つは、確実にこの増税分が社会保障の充実に使われているという信頼感。もう一つは、無駄に使われていないという信頼感。残念ながら、安倍内閣になつてから、アベノミクスという言葉をもつシャワーのように聞かされていただいていますけれども、行革という言葉が全く聞かれなくなりました。所信表明演説では僅か十文字です。どんな行革を行つてきましたか。

国務大臣(有村治子君) 具体的に申し上げます。

安倍内閣においては、無駄撲滅のために行政事業レビューを実施して、国の省庁をまたがる約五千の全ての事業を対象に、各省庁で執行状況の自己点検、改善への回答、検討、それからその公表に取り組んでおります。今後も、切るべきものは切り、付けるものは付けるという方針の下で、徹底的に取り組んでいく姿勢を明確にしたいと思っております。

また、秋のレビューというところで、今回初めて、先ほど委員が御指摘ありました基金のことも含めて、基金のレビューをするということを新しくし、

地方公共団体の基金についてもしっかりと精査をしていくということ新たに打ち出しております。

蓮舫君 行政事業レビュを私たちの政権でつくりました。税金が何に使われているか、全てを情報を透明化をしました。このことを自民党政権で引き継いでくださっていることに、私は心から感謝をします。これは素晴らしいことだと思つた。

ただ、今、切るべきものは切つて、付けるべきものは付けたと言いますが、有村大臣、よく勉強しておいてください。去年、稲田大臣のときにレビュで五千億切つたけれども、その八割の予算が補正予算で丸々復活していました。切るものは切つたと見せかけて、こつそりと補正で付け替えているんです。こういうことは行革とは言えませんが、胸を張つて言う話ではないと思ひます。

その部分で、総理、これから恐らく消費税を10%に上げていく以外の判断は私はないと思ひつていますが、上げていくときにも、やっぱり安倍内閣、政府は行革をしているんだと思われれる姿勢というのが私は大事だと思ひますが、総理は、今の政権は税金は適切に無駄なく使つていけると国民に説明できますか。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 当然、国民の皆様からいただいた大切な税金ですから、無駄のないようにしっかりと精査をしながら使つていきたいと、このように考えております。

蓮舫君 安倍内閣になって、既に四回の予算が編成されました。二十四年度補正十三兆、そして二十五年度本予算、二十五年度補正五・五兆、そして二十六年度予算が今執行されているんですが、補正予算というのは、基本的に、財政法において、本予算を作るときに想像しなかつた事象が起きたから、そのお金が必要だから、緊要な場合のみ補正を組める、つまり年度内執行が原則です。

二十四年度補正から三年近くたつているんですが、じゃ、実際に補正が使われているかどうかを調べました。

小淵大臣に伺います。

緊要な経費に充てるとして二十四補正で組まれた中小企業対策事業の主なもの四つです。四事業とも二十四年度には一円も使われていません。二十五年度本予算と同じに使われた。しかも、二十五年度の執行率は一割前後にもかかわらず、また二十五年度補正で積み増しをしました。その補正も、もちろん年度内には使われず、今年の予算執行に紛れていきます。

予算作成時に想定しなかつた事態に対し、差し迫つて必要と補正を組んだけれども、もう実際三年たちました。今の執行率5%のもある。三、四割の執行率。この事業は緊要な差し迫つた経済対策として本来に必要でしたか。

国務大臣（小淵優子君） お答えいたします。

委員がお示しをされましたこの四事業についてでありますけれども、確かに、この執行率については少し低い数字を示しているかと思ひますが、採択につきましては、採択ベースで申し上げますと、このまちづくり事業においては八月末において七七%、また地域商店街活性化事業については八七%、地域力活用市場獲得等支援事業については九四・四%、採択ベースとなっております。どうしてもこれは採択してから執行するまでに少し時間が必要でありますので、タイムラグが生じているという状況になっております。

蓮舫君 どんなにタイムラグがあつても、二十四年度補正で組んだんですよ。二十四年度中に使い切らなければいけないのが三年目に入つて、今年の九月二十九日に最終採択をして、これから執行、今年度には使い切るといふ説明を受けました。これから使い切るといふ説明は私は納得できません。これ、執行率の低い理由は何でしょうか。

国務大臣（小淵優子君） これらの事業は商店街の様々な活性化の事業などでありますけれども、やはり商店街の事業ということ、商店街の皆様方といろんな相談をしながらいんな事業を決めたり、あるいはイベントなどを決める場合は、これは季節ごとのことになってきますので、そうしますとどうしても採択して執行するまでに時間が掛かる、そのように考えております。

蓮舫君 答弁がよく分からないんですが、事務方に事前に聞いたら、きめ細かく公募を実施と聞きました。確かにきめ細かくするのは大事でしょう。そのことによって浸透度が増えて、手を挙げる人たちが出てくる。

次なんですけれども、きめ細かく公募を実施して何かというと、相次ぐ要件緩和なんです。

例えば、商店街まちづくり事業、商店街が地域住民の安心、安全に生活できる環境を守るための設備支援、大事です。地域の行政機関の要請を条件として、公共性の高い事業として始められたものが、二十五年度の執行率が九%だった。これは余りにも低いからと公共性を外しました。本来の安心、安全を守る基盤整備に加えて、消費喚起事業を加えました。除雪設備も買える、カード決済の機械も買っている。本来目的は商店街の安全整備だったのが、そのうち、商品を御自宅まで届ける宅配サービスにも使えるようになった。上限は一億五千万まで緩和されました。

地域商店街活性化事業、これも四百万だった上限が八百万、千二百万まで緩和。さらに、しまいには、使える内容を大売出し抽せん会、福引景品購入費まで補助対象になりました。

これ、国費で支援する内容なんでしょうか。きめ細かく公募を実施して需要が上がったのではなくて、条件をひたすら緩和して、とにかくばらま

く事業になったんじゃないですか。

国務大臣（小淵優子君） これは、進めていく中で、それぞれのニーズが広がる中でその用途というものも広がったものであると思います。しかし、その執行というものが厳正であるというのは、これは当然のことではないかと考えています。

蓮舫君 今の説明は分かりませんが、評価できるのは、まちづくり事業、地域商店街活性化事業は、その実施効果を測るとした、それは大事なことです。その結果、どうになりましたか。

国務大臣（小淵優子君） 商店街まちづくり事業の事業実施効果についてでありますけれども、これは、事業実績報告が提出された約千か所の商店街において調査をしたところ、通行量が増加した商店街は支援対象件数の八〇・八%を占め、また、歩行者通行量の増加率は全体合計で三・五%であると承知をしております。

蓮舫君 補助を受けた商店街が補助を受ける前と受けた後で通行量がどれくらい変わったか、これによっていわゆるその政策投資効果というのが測れるんですが、歩行者の増加率、活性化事業で僅か二・六%、まちづくり事業で僅か三・五%しか、この統計の取り方は、一人でも増えただけでプラスとカウントされています。

五百億を超える税金でこの効果は、緊急経済対策として必要だったと思えますか。

国務大臣（小淵優子君） この事業は、地域が少子高齢化を迎える中で安心、安全な対策をしていくという意味で大変重要であったものと承知をしています。

事業の効果については、この測定についても、しっかりと事業のPDCAサイクルを回していくということも併せて大事なことだと考えています。

蓮舫君 費用対効果は適切でしたか。
委員長（岸宏一君） 費用対効果は適切でしたか。小淵大臣。

国務大臣（小淵優子君） 適切であったと考えています。

蓮舫君 随分と大盤振る舞いをする省庁ですね。五百億掛けて二%、三%の効果ですよ。

私、街灯をLEDに替えたり商店街の監視カメラを設置したり、安心、安全で活性化をしようとする事業そのものには反対をしません。

ただ、財源がじゃぶじゃぶある国家じゃないんです。限られた財源を大事に使って、地域商店街の活性化というのは、その設備投資よりも、人がそこにいなくなっている、高齢化が進んでいる、シャッター街になっているというのを、それを町づくりとしてどうやって根本的に変えていくかという部分で横串の発想でやっていかないと、私は商店街の活性化というのは実現しないし、そこに部分的な金を投じるのはばらまきだと思います。

済みません、石破大臣、私の考えは間違っていますか。

国務大臣（石破茂君） 委員のお考えは、それは首肯できる部分がたくさんあると思っております。

ですから、どのようにして商店街を活性化するかということは、いろんな国の支援も必要でしょうが、商店街の方々がどのようにお考えいただくか。国から支援があれば商店街は活性化するというわけではございません。そこは国と商店街の皆様方がよくお話をすると考えております。

蓮舂君 私、石破大臣は心から応援しています。頑張っていたきたいと思います。

次のフリップなんですけれども、今言った四つの事業、実際どれくらい使われているかというのを計算しました。現段階です。いいですか。二十四年度から補正から組まれて三年目に入って、基金に積みまれたお金、まだ使われていないのが実に九百三十億円あります。九百三十億。今年の経産省中小企業対策の八割を超える額が基金管理団体に眠っているんです。

これ、小淵大臣、執行率5%でこれから先使う見込みのないお金もあります。すぐ国庫にお戻しただけませんか。

国務大臣（小淵優子君） 委員がお示しになり

ましたこの表でありますけれども、こちら側の事業については、これ基金事業でありますので複数年度で消化をしていくものであり、こちらで示された千百十一億円というのは平年予算のことです。これ一概に比べるということではないかと思えます。

蓮舂君 済みません、根本的に理解していません。

基金は複数年度で使えるんですが、安倍内閣は補正予算で年度末までに使わなければいけないお金を基金にぶち込んでいます。それが余っているから、戻して来年度予算の財源にしたらどうですかと聞いているんです。

国務大臣（小淵優子君） 先ほど申し上げましたように、国費を投入していますので、これは厳正に評価をしていただかなくてはならないと思っています。

一番下にお示しされている認定支援機関による計画策定支援でありますけれども、これは採択率というものも大変低い状況になっております。この基金の設置に関しては、設置のときの事情と今の事情というものが変わっておりますので、これは厳正に……（発言する者あり）厳正に調べた中で、国庫に返納することということも含めて検討したいというふうに考えています。

蓮舂君 元々、この事業を企画した段階で詰め

が甘かったんですね。それと、補正予算を余りにもたくさん組んでしまったがために、使い切れなくて基金に回しているんですよ。

その結果、民主党の指摘で明らかになったのは厚生労働省と独立行政法人JEDDの官製談合疑惑です。あのときには、たまっていたお金をそのときの大臣の判断で国庫にお戻しをいただきました。今検討してくださるということだったので、是非限られた財源ですのでお戻しただく方に動いていただければと思います。

総理、二十五年三月末時点で、国庫補助金相当の基金保有総額は二兆五千四百二十四億あります。大変な額です。全てが埋蔵金とは言いません。必要なものもあります。ただ、点検を定期的にして無駄がないか、無駄があつたらちゃんとそれは是正をして、そして国の財源として大切に使うあるいは戻すということが私たちは大事だと思っています。

我々は補助金適正化法の改正案も提出していきたいと思いますが、政府としてもこの部分は前向きに活動していただけますでしょうか。

国務大臣（麻生太郎君） 私の方の担当だと思えます。

基本的に、今いろいろ言われましたけれども、当然のこととして、財務省としては、執行率、それから今後の事業の見込み等々をこれは精査する

のは当たり前でありまして、予算編成過程で取扱いににつきましては検討させていただきたいと存じます。

蓮舫君 ありがとうございます。

委員長（岸宏一君） 以上で蓮舫さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

委員長（岸宏一君） 次に、福山哲郎君の質疑を行います。福山哲郎君。

福山哲郎君 おはようございます。民主党の福山でございます。

冒頭、先ほど委員長も言われましたが、今年は広島、私の地元である京都の福知山、全国各地で豪雨災害が発生いたしました。また、御嶽山の噴火もありました。お亡くなりになられた方々からお悔やみを申し上げますとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。また、災害時に献身的に救助活動に当たられている自衛隊、消防警察、地元自治体の皆様にも心から感謝を申し上げます。と思います。

今、蓮舫議員の質疑を承っていて、私、この発言をするつもりなかつたんですが、発言をしたくなりました。

私たち民主党は、多様性と包摂、そして持続可能性をキーワードとして政策を練り上げていきたいと考えています。

多様性を認めつつ互いに支え合う社会をつくる

と綱領にうたいました。ヘイトスピーチなどの排外的な運動が起こっている中で、私たちはこの多様性を大切にしていきたいと思えますし、先ほどの女性関係の発言も含めて、我々とは根本的に考え方が違つと思えます。また、新しい公共の下、子供支援や障害者対策、NPOとの連携、包摂社会、つまり居場所と出番のある社会をつくってきたいと考えております。そして、三つ目は持続可能性で、財政の持続可能性、年金の持続可能性、社会保障の持続可能性、そして環境エネルギーの持続可能性を探ることは未来への責任だと思えます。

先ほどの中小企業の財源の無駄遣いも含めて、そういつたことについて、我々はしっかりと、自民党に対峙をしながら、国民の信頼を一つ一つ回復していきたいと考えております。

松島大臣、先ほどの答弁で、法務大臣としては答えられないけど、個人としてはあれば有価物ではないと答えました。国会の場でその答弁は通用しません。法務大臣として、あれがうちわかどうか、お答えください。

国務大臣（松島みどり君） お答えをいたしません。

うちわのような形をしているかもしれませんが、討議資料として出したものでございます。そして、

あくまでも公職選挙法の……（発言する者あり）
討議資料として提出したものであり、公職選挙法上の寄附には当たらないと考えております。

福山哲郎君 じゃ、民主党が、大臣の使われたうちわとおほしきものに、同じようにやって全国でばらまいても捕まらないんですね、検査されないんですね、法務大臣。

国務大臣（松島みどり君） 法務大臣として、一つ一つの事案について法務大臣としてのお答えをすることはできません。

福山哲郎君 これは御覧いただいている有権者が御判断いただけたらと思いますし、総理の任命責任も含めて、安倍内閣としてしっかりと対応いただきたいと申し上げて、質問に移ります。

先週、我が党の前原衆議院議員を始め、大変衆議院でいい議論があったと思います。もう総理は御覧いただきたくないかもしれませんが、実質賃金が十四か月以上連続して低下をしております。（資料提示）一方で、日銀総裁は、物価上昇について、二〇一四年から二〇一六年度の半ば頃、中盤頃に二%に達するといふふうに言われていますが、物価上昇だけを明示されても国民は不安です。一体、総理がこの間言われた、時差はあっても追い付くようにしたいと言われましたが、少し時間がかかるかもしれないと言われましたが、総理としてはどれぐらいのめどで実質賃金が上がると